

# 第七峡田小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

(ゴシック部は令和6年5月22日改定)

荒川区立第七峡田小学校

## 1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ児童の生活の中心である学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童が安心して学校生活を送ることができるようにしなければならない。

いじめ防止対策推進法第2条には次のようにいじめの定義がなされている。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

しかし、学校現場では残念ながら、いじめの問題はどこにでも存在する。いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童もいじめる側といじめられる側の両方になり得るといった危険性をはらんでいる。こうした事実を踏まえて「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの児童でも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、共通理解を図り組織的に対応していく。

荒川区立第七峡田小学校いじめ防止基本方針（以下、「本方針」という）は、いじめ問題の克服を目指して、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71条、以下「法」という）と荒川区いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止（未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処、を指す）のための対策を、総合的且つ効果的に推進するための、基本的な方針として定めるものである。

この法律で言う「行為」が多種多様であることから、学校が「いじめ」と認識する事案は増加の傾向にある。そのため、だれもがいじめの当該児童として学校の聞き取り調査対象となりうることを、保護者に理解していただけるよう、あらゆる機会を通して発信していく。またいじめに対する指導のありかたについては、学校が主体となっていくことに理解が得られるように努力していく。

## 2 学校における取り組み

### (1) 基本的な考え

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した学習の中で、児童の心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

### (2) 教職員による指導について

- ・人権尊重の教育
- ・校内研修の確立
- ・情報の共有と共通理解
- ・いじめのサインの共通理解
- ・「わかる授業」の実践と継続的な授業改善
- ・道徳教育の充実
- ・セーフティ教室の充実
- ・異学年交流の推進
- ・読書活動体験活動の推進

### (3) 児童に培う力

- ・自尊感情と自己有用感
- ・規律ある学校生活を送る態度
- ・他者との違いを認識する
- ・他者とのコミュニケーションを図る力
- ・他者を認める力
- ・規範意識、善悪の判断力
- ・何事にも挑戦する力
- ・粘り強く取り組む力
- ・「いじめは絶対に許さない。」という雰囲気の醸成。

### (4) いじめ防止の組織と具体的な取り組み

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、以下の関係者からなる「いじめ対策委員会」を置く。本委員会はいじめに関する相談、通報の窓口となる。また、保健・生活指導部にいじめ対策を設置する。

荒川区立第七峡田小学校「いじめ対策委員会」

(いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織)

○校内組織 校長 副校長 教務主任 生活指導主任 保健主任

○校外関係者 警察 民生児童委員 学校評議員 区教育委員会指導主事

スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー 心理相談員

○委員会の開催について いじめの疑いがある情報を得た際には、本委員会を速やか

に開催する。

○対応方針と役割分担を明確にし、調査にあたる。

**【具体的な取り組み】**

- いじめ防止基本方針の策定
- いじめ防止基本方針に沿った実践
- いじめ防止基本方針の修正
- いじめ総合対策（東京都教育委員会）に基づいた校内研修の企画・運営（年3回以上）
- いじめに係わる情報交換
- 関係諸機関との連携
- いじめ発生に係わる全教職員への情報提供
- 荒川区SNSルールを活用した授業の実施（情報モラル教育）
- SOSの出し方講座や生命の安全教育の実施
- スマートフォンの使い方、ネット上のいじめ防止に関すること

(5) 児童の主体的な取り組み

- ・朝の挨拶運動の実施（各学級で年間を通して活動する）
- ・代表委員会を中心とした児童会活動の運営
- ・縦割り班活動の充実
- ・校内いじめゼロ運動を実施

(6) 家庭や地域との連携

- ・学校だより等で本校いじめ防止基本方針を周知する。
- ・荒川区教育委員会、教育センター、学校評議委員会、民生児童委員、PTAなど関係機関との連絡と報告を励行する。

### 3 早期発見の取り組み

基本的な学校の姿勢として、保護者からの学校への連絡の中に「いじめ」という言葉がなくても、また児童が心身の苦痛がないように振舞っても、いじめがあるかもしれないという警戒心をもって対応する。

(1) 早期発見に向けた取り組み

○いじめに係わるアンケート調査

（東京都教育委員会の「ふれあい月間」6月・11月・2月の活用）

※「ふれあい月間」教職員シートの活用

（荒川区いじめ調査7月・12月・3月の実施）

（荒川区「長期休業明け児童生徒の生活実態に関する調査」9月、1月）

○さわやか運動の実施（4月・9月・1月の実施）

○日々の児童の看取り

- ・授業の充実と授業改善

○SCやSSW、荒川区こども家庭総合センター、その他関係諸機関からいじめの疑いのあるを収集する。

○SCなどによる教育相談体制を整備し保護者に周知する。

【学校におけるいじめのサイン例】

- ・急な体調不良
- ・遅刻や早退の増加
- ・学用品、教科書、体育着等の紛失
- ・学用品の破損
- ・保健室への来室の増加
- ・発言や言動に対する皮肉や失笑

(2) 早期発見に係わる組織

○教職員間の情報交換（情報共有シートの活用も含む）

- ・毎日の夕会
- ・毎週の生活指導夕会
- ・毎月の職員会議

○教育相談体制

- ・スクールカウンセラーによる全員面接（1学期末までに5年児童全員実施）
- ・スクールカウンセラーによる授業観察
- ・心理相談員による授業観察

○その他

- ・スクールソーシャルワーカーや、関係諸機関からの情報収集。

(3) 家庭との連携

○学校だよりや学年だより、学級通信による児童の活動の報告

【家庭でのいじめのサイン例】

- ・登校しぶり
- ・教師や友達の批判
- ・隠し事の発覚
- ・衣服の不必要な汚れ
- ・荒くなる金遣い
- ・家庭でのお金の紛失
- ・体への傷やいたずらの痕跡

#### (4) 地域との連携

- 学校だよりによる教育活動の報告
- 登下校時の立哨等を通した児童の情報交換

#### 【地域で見られるいじめのサイン例】

- ・登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ
- ・一人だけ離れて登下校している
- ・故意に遅れて登校している
- ・公園等で、一人の子が何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている
- ・コンビニ等で、物品や飲食物をおごらされている

## 4 いじめに対する具体的な措置

### (1) 素早い事実確認

#### ○速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任→副校長→校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・校長は荒川区教育委員会へ速やかに第一報を報告する。
- ・情報受信者を中心に直ちに「発見報告書」を作成し、校長へ提出する。
- ・副校長は、緊急会議を招集し、報告書の内容を報告し、周知する。

#### ○報告書の内容

- ・日時
- ・いじめを受けた児童
- ・いじめを行った児童
- ・内容・状況
- ・情報受信者等

#### ○経過確認

- ・被害児童・保護者への対応などの具体的方針を立て、対処する。
- ・いじめた児童への指導、保護者への連絡
- ・1週間以上経っても改善が見られないときは、再度会議を行い、新たな具体的方針を立てる。
- ・いじめを受けた子どもとその保護者が、いじめが解決されたと認識するまで継続する。
- ・いじめが解決されたという認識は、いじめ対策委員会にて判断する。判断の責任は校長が負う。

## 5 重大事態への対処

### 【いじめによる重大事態】

- ・当該児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
- ・当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされているとき
- ・児童や保護者から、いじめを受け重大事態に至ったという申し立てがあったとき

#### <重大事態と想定されるケース>

- ・児童が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

#### (1) いじめ対策委員会の支援と協力を仰ぐ

#### (2) 重大事態の報告

- ・重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに荒川区教育委員会に報告する。（不登校重大事案の場合は7日以内に報告）

#### (3) 外部機関との連携

- ・荒川区教育委員会の指示のもとに、警察署、児童相談所及び区関係諸機関等と連携を図る。
- ・同様に事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。